

軽油引取税と不正軽油について

軽油引取税とは、バスやトラック等の燃料である軽油の引取り(購入など)に対して、1リットルにつき32円10銭が課税される県の税金です。

不正軽油とは、県知事の承認を受けずに、軽油に主に灯油や重油を混ぜて、軽油と偽り製造、販売および使用されているものです。

この不正軽油の製造、販売および使用することは法律で禁じられている脱税行為であり、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。

不正軽油を製造、販売および使用すると、罰則として、10年以下の懲役や3億円以下の罰金などに処せられるほか、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人などもすべて罰せられます。

次のような不正軽油に関する情報がありましたら、下北地域県民局県税部までご連絡ください。

- 不審な施設にタンクローリーが頻繁に出入りしている。
 - 著しく廉価な軽油を売り込みに来た。
 - 自動車の燃料に灯油や重油を使用している。
- 不正軽油の撲滅にご理解・ご協力をお願いします。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 ☎22-8581(内線207)

下北地域県民局公開講座のお知らせ

NHK「プロフェッショナル 仕事の流儀」で紹介された元小樽市役所職員で地域おこしのカリスマとして全国的に有名な木村俊昭さん(東京農業大学教授)の講演会があります。

日 時：10月25日(土)午後1時30分から午後3時10分まで

場 所：下北文化会館

入場料：無料

※参加希望者の市町村名、氏名、連絡先電話番号を記載し、事務局まで電話、FAXまたはメールによりお申込みください。

【お問合せ】下北地域県民局地域支援室 横山

電 話：0175-22-8581 内線343番

FAX：0175-22-1176

Mail：sh-renkei@pref.aomori.lg.jp

下北半島フォトコンテストのお知らせ

下北観光協議会では自然豊かな風景のみならず地元の方々、伝統行事など、“あなたが感動した下北半島”をテーマに下北半島フォトコンテストを開催します。

＜撮影場所＞ むつ市・大間町・横浜町・東通村・風間浦村・佐井村内

＜応募資格＞ プロ・アマチュア問いません

※応募者本人が撮影したもので、未発表のものに限る(平成26年1月以降に撮影したもの)

＜応募方法＞ 作品はカラープリント(サイズはA4または四つ折り)し、下部応募用紙にご記入の上、応募作品一点ごとに作品の裏側にセロハンテープ等で貼り付けし、下北観光協議会事務局へ郵送又は持参してください。応募用紙がない場合は、下記必要事項を記入した任意の用紙を貼り付けて応募してください。

1. 撮影者氏名(ふりがな)
2. 性別
3. 年齢
4. 郵便番号・住所
5. 電話番号
6. 作品名
7. 撮影年月日
8. 撮影場所
9. 撮影した理由・コメント
10. フォトコンテストを何で知りましたか (全10項目)

＜発 表＞ 平成27年7月(予定)

※一次審査は平成27年3月に行います。一次審査を通過した方には郵送で通知します。

※ご不明な点がございましたら下記連絡先までお願いします

【お問合せ】下北観光協議会事務局(むつ市商工観光課内) ☎22-1111内線2646